

1 対象事業所

特別養護老人ホーム（2か所）、短期入所生活介護、ディサービスセンター、共生型サービス（生活介護・短期入所）

2 対象職員

介護職員、その他の職種の職員

・途中採用者・休職者・欠勤者においては勤務日数（または月数）で勘案する。

ただし、以下の者は対象としない。

・支給月の末日に在籍していない者

3 期間

年度で換算（4月から翌年3月まで）

4 賃金改善の実施等

介護職員等処遇改善加算及び福祉・介護職員等処遇改善加算等（以下新加算等という。）の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む）の改善（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下「賃金改善」という。）を実施するものである。

具体的には以下のとおりとする。

- ・基本給昇給分（給与規程改正 平成20年10月より）
- ・資格手当（介護福祉士）（給与規程改正 平成20年10月より）
- ・役職手当（給与規程改正 平成26年4月より）
- ・業務手当（給与規程改正 平成27年4月より）
- ・夜勤手当の増額（給与規程改正 平成27年4月より）
- ・年2回の賞与及び年度末において不足分を支給予定

新加算等を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある介護職員（介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとする。以下同じ。）に重点的に配分することとするが、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を行う。ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみ賃金を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わない。

※障害者サービスを提供する共生型サービス事業所においては以下のとおりとする。

介護職員を福祉・介護職員と読み替える。

また、経験・技能を有する介護職員に、サービス管理責任者を含めることとする。

5 要件

新加算Ⅰの算定に当たっては4に規定する賃金改善の実施に加え、以下の①から⑧までに掲げる要件をすべて満たすこと。ただし、新加算Ⅱについては⑥の要件、新加算Ⅲについては⑤及び⑥の要件、新加算Ⅳについては④から⑥までの要件を満たさなくても算定することができる。また、いずれの加算区分においても、①の要件については、令和6年度中は適用を猶予する。⑦の要件についても、令和7年度から見直しを適用することとし、令和6年度中は旧3加算の要件の内容を継続する。

① 月額賃金改善要件（月給による賃金改善）

新加算Ⅳの加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てること。また、事業所等が新加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定する場合にあっては、仮に新加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てること。

なお、加算を未算定の事業所が新規に加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定し始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加させる必要はない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満たすこととして差し支えない。また、すでに本要件を満たしている事業所等においては、新規の取組を行う必要はない。ただし、この要件を満たすために、新規の基本給等の引上げを行う場合、当該基本給等の引上げはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること）により行うことを基本とする。

月額賃金改善要件Ⅰについては、令和6年度中は適用を猶予する。そのため、令和6年度の新加算の算定にあたり、本要件を満たす必要はないが、令和7年度以降の新加算の算定に向け、計画的に準備を行う観点から、令和6年度の処遇改善計画書においても任意の記載項目として月額での賃金改善額の記載を求めることとする。

② キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

イ 職位、職責又は職務内容等に応じた任用の要件は、別紙1に定める。

ロ 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系は、別紙1に定める。

ハ 上記イ及びロを指した文書を各部署に備え付けることで周知する。

③ キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

イ 介護職員と意見交換をしながら、資質向上のための計画に沿って研修の機会を提供するとともに、介護職員の能力評価を行う。

研修費用は別に定める。

ロ 上記イを指した文書を各部署に備え付けることで周知する。

④ キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）

イ 昇給は、勤続年数や経験年数等に応じて昇給する（給与規程第9条及び第10条）。

ロ 給与規程を各部署に備え付けることで周知する。

⑤ キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件）

経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込み額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込み額を含む。）が年額440万円以上であること（新加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。）。

令和6年度中は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円（賃金改善実

施期間における平均とする。)以上の職員を置くことにより、上記の要件を満たすこととしても差し支えない。

⑥ キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）

サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、新加算等を算定する事業所または併設する本体事業所においてサービス類型ごとにサービス提供体制強化加算、特定事業所加算、入居継続支援加算または日常生活継続支援加算の各区分の届け出を行っていること。

共生型サービスにおいては、福祉専門職員配置加算の届け出を行っていること。ただし、短期入所は配置等要件に関する加算がないため、配置等要件は不要とする。

⑦ 職場環境等要件

（令和7年度以降の要件）

令和7年度以降においては、別紙2に掲げる処遇改善の取り組みを実施する。その際、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、別紙2の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに1以上実施する。

また、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、同表中「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち3以上の取組（うち⑰又は⑱、共生型サービスにおいては⑱が必須）を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち2つ以上の取組を実施すること。

ただし、生産性向上推進体制加算を算定している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、⑳の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。

（令和6年度の経過措置）

上記の職場環境等要件の見直しについては、令和6年度中は適用を猶予する。したがって、令和6年度中の職場環境等要件としては、別紙2に掲げる職場環境等の改善に係る取組を実施し、その内容（別紙2参照）を全ての介護職員に周知すること。

その際、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、別紙2の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施（共生型サービスにおいては6つの区分から3つの区分を選択し、それぞれで1以上の取組を実施）し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、別紙2の取組のうち1以上を実施すること。

⑧ 見える化要件

新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表する。具体的には、介護サービスの情報公表制度（共生型サービスにおいては障害福祉サービス等情報公開制度）を活用し、新加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載する。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表する。

6 介護職員等処遇改善加算が廃止、又は非該当となった場合は、支給停止とする。

附則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

この要綱は、令和3年10月1日より施行する。(4 改善方法および金額 <介護職員等特定処遇改善加算
> 配分対象 配分方法)

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。(介護職員処遇改善支援事業の追加による、名称、2 対象職員、3 期間、4 改善方法および金額、8)

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。(2 対象職員、3 期間、4 改善方法および金額における介護職員処遇改善支援事業の名称を、ベースアップ手当に変更。添付書類の間違いを訂正～キャリアパス体系～)

この要綱は、令和6年2月1日より施行する。(2 対象職員、3 期間、4 改善方法および金額、8)

この要綱は、令和6年6月1日より施行する。(全部改正)